

令和4年度第2回江別市介護保険事業等運営委員会結果（要点筆記）

| | |
|------|---|
| 日 時 | 令和4年11月21日（月）18時00分～19時30分 |
| 場 所 | 江別市民会館小ホール |
| 出席委員 | 梶井委員、堀井委員、石川委員、久山委員、成田委員、山谷委員、支倉委員、中川委員、黒澤委員、谷保委員、中田委員、中井委員、表委員（13名） |
| 欠席委員 | 市川委員（1名） |
| 事務局 | 白崎健康福祉部長、四條健康福祉部次長、浦田介護保険課長、小林参事（企画・指導担当）、山崎参事（地域支援事業担当）、山本介護給付係長、高松高齢福祉係長、丸山主査（地域支援事業担当）、土谷主査（地域支援事業担当）、馬場主査（企画・指導担当）（10名） ※(株)サーベイリサーチセンター 人見・林（2名） |
| 傍聴者 | 0名 |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 健康福祉部長挨拶 4. 委員長選出 5. 副委員長指名 6. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①委員会の概要について ②高齢者総合計画の概要について (2) 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ①部会の設置について ②実態調査について (3) その他 <ol style="list-style-type: none"> ①今後のスケジュールについて 7. その他 8. 閉会 |

▼会議内容

【開会】

○事務局

ただ今から、第2回江別市介護保険事業等運営委員会を開会いたします。
初めに、健康福祉部長から委嘱状を交付いたします。

（健康福祉部長から各委員に委嘱状交付）

本日、所用により欠席の市川委員を含めた14名の方々が、本委員会の委員の皆様となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本委員会の開催にあたり、健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。

○健康福祉部長
(挨拶)

○事務局

続きまして、本会議の成立についてご報告いたします。

介護保険事業等運営委員会設置要綱の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、会議が成立していることを報告いたします。

また、本委員会の議事録であります。各種審議会などの議事録は、市のホームページ上で公開することとなっております。本委員会の議事録においても同様の取扱いとなります。

議事録は発言の趣旨を保った上で事務局において要約し、その後、確認のため皆様に送付させていただきます。必要に応じて修正した後に公開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本委員会においてご発言のある方は挙手をしていただきますと、職員がマイクを持って伺います。委員長等から指名されましたら、マイクを持ってご発言ください。

それでは、次に、次第4の「委員長選出」を行います。

正副委員長が決まるまでの進行については、健康福祉部長が進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

○健康福祉部長

それでは、次第4の「委員長選出」について進行させていただきます。

委員長の選出につきましては、委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、「委員の互選」により定めることとなっております。

委員の皆さまから、どなたか推薦のご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

○中川委員

前回までの委員会で委員長を務めた梶井委員を、引き続き委員長として推薦したい。

○健康福祉部長

ただいま、中川委員から推薦がありましたが、ほかにご意見はありませんか。

【意見なし】

ほかにご意見がないようですので、梶井委員に委員長をお願いすることよろしいでしょうか。

【異議なし】

梶井委員、ご承諾いただけますでしょうか。

○梶井委員

はい。

○健康福祉部長

ありがとうございます。

それでは、梶井委員を委員長とすることに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。
梶井委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○梶井委員長
(挨拶)

それでは、次第5の「副委員長指名」ですが、委員会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、委員長の私から指名したいと思います。

副委員長には、前回に引き続き、黒澤委員をお願いしたいと思います。

ご承諾いただけましたら、副委員長席に着いていただき、一言ご挨拶をお願いします。

○黒澤副委員長
(挨拶)

○事務局

本日、傍聴希望者はありませんことを報告いたします。

○梶井委員長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

次第6の「議事」の(1)報告事項 ①「委員会の概要について」事務局の説明を求めます。

○事務局

説明の前に、本日の資料を確認させていただきます。まず、事前に送付いたしましたフラットファイルに綴っております資料ですが、

*次第

*委員名簿

*江別市介護保険事業等運営委員会設置要綱

*介護保険事業等運営委員会の概要について【資料1】

*高齢者総合計画の策定に関して実施する各種調査について【資料2】

*各種調査票【資料3～14】

*130ページの江別市高齢者総合計画策定スケジュール【資料15】

*131ページからの各種調査の集計結果【参考資料】

次に、本日お配りしている資料として

*座席表

*あなたの笑顔を支える介護保険

*江別市地域包括支援センターのご案内

*江別市介護保険サービス事業所ガイドブック

*江別市内で安心して暮らしていただくための高齢者向けの住まいを紹介します

をお配りしております。

次に、ご持参いただく資料として、令和3年度から令和5年度の高齢者総合計画をお願いしております。不足等ございませんか。

○事務局

それでは、介護保険事業等運営委員会の概要についてご説明いたします。

事前に送付いたしました資料の4ページ・資料1をご覧ください。

まず、1の目的につきましては、事前に送付いたしました江別市介護保険事業等運営委員会設置要綱の第1条に記載がありますが、介護保険事業等の適正な運営を図るため、及び地域包括支援センター運営協議会の機能を有するものとして、介護保険事業等運営委員会を設置しております。

次に、2の所管事項につきましては、

- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、評価等に関する事項
- ・地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関する事項
- ・地域密着型サービスの運営に関する事項
- ・これらのほか、介護保険事業等の適正な運営を図るために必要な事項

となっております。

次に、3の組織であります、

(1)の委員数につきましては、公募による者、医療及び介護団体の関係者、地域における相談事業等を担う関係者、学識経験を有する者、地域団体の関係者から構成され、委員数は14人以内となっております。

(2)の任期につきましては、令和4年11月1日から令和7年10月31日の3年間となっております。

(3)の部会につきましては、委員会設置要綱第7条において、運営委員会に部会を設置することができることされており、評価部会とワーキング部会を設置したいと考えております。

なお、部会の設置につきましては、この後の協議事項において、協議いただきたいと考えております。

説明は以上です。

○梶井委員長

ただいまの説明について、ご質問ご意見等はありませんか。

【質疑なし】

次に②「高齢者総合計画の概要について」事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、現行の計画について、高齢者総合計画の計画書に沿って、ご説明いたします。

まず、1ページをお開き願います。

第1章におきましては、計画策定の概要を記載しており、本市の地域特性を生かした地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者保健福祉施策の方向性を示すとともに、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営に向けて、取り組むべき施策及び目標を定めることを目的に、策定する計画であります。

次に、2ページをお開き願います。

法令等による根拠といたしましては、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画につきましては、一体的に策定することとなっております。

また、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、第6次江別市総合計画、その他福祉の個別計画と連携・整合を図りながら策定しております。

次に4ページをお開き願います。

介護保険事業計画につきましては、3年を1期として市町村が策定することになっており、現行の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

次期計画期間は、令和6年度から令和8年度となりますが、今後の委員会で策定していただくこ

とになります。

また、計画策定にあたりましては、国から示される基本指針において、市町村が策定する介護保険事業計画の基本的記載事項が示されますので、この基本指針に基づき、地域の特性を踏まえながら策定することになります。

なお、基本指針につきましては、前回策定時には計画開始前年の秋に示されており、今回も同様と考えますと、来年秋頃に示されるのではないかと考えております。

次に、24ページからの第2章におきましては、江別市の現状把握として、高齢者等の状況について記載しており、34ページからの第3章におきましては、計画の基本的な考え方として、目指すべき地域の将来像、基本理念・基本目標、地域包括ケアシステムの推進について記載しております。

次に、47ページからの各論におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた目標である、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域支援体制の推進、介護予防と健康づくりの推進、見守り合い・支え合いの地域づくりの促進など、6つの計画目標に基づく具体的な取り組みについて記載しております。

その中でも、90ページ以降の第4章第6節、及び99ページ以降の第5章におきましては、介護を必要とする方に対し、必要なサービスを提供できるよう、介護サービス基盤の整備計画や、介護サービス量の見込みを設定し、これらを基に3年間で必要な介護サービス給付費等を算出し、介護保険料を設定する仕組みについて記載しております。

なお、介護保険料の設定の流れにつきましては、133ページに記載しております。

最後に、136ページからの第6章におきましては、計画の推進に向けた成果指標の設定や、計画の推進体制について記載しております。

以上が、現行の計画の構成となっておりますが、今後皆様には、計画の策定や評価等について協議いただき、その内容を計画に反映させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

説明は以上です。

○梶井委員長

ただいまの説明について、ご質問ご意見等はありませんか。

○中井委員

計画書の137ページに記載のある「推進体制」について、前身の計画策定委員会からの変遷について詳細な説明をいただきたい。

○事務局

委員会の体制としては、平成30年の介護保険法の改正によって、市町村は介護保険事業計画について、策定のほか進捗管理や評価を継続的に行う仕組みが必要となったことから、前身の委員会とは異なる“常設”の委員会を設置することとした。設置にあたっては、計画と密接な関係にある地域包括支援センターや地域密着型サービスの運営に関する機能を統合し、一体的な介護保険事業の運営を行うこととしている。そのため、委員会自体を計画策定の度に組織するものではなく、常設としたことにより、現在の体制になっている。

○中井委員

了解した。

○梶井委員長

それでは、(1)の報告事項を終結いたします。

次に（２）協議事項 ①「部会の設置について」事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、部会の設置についてご説明いたします。

部会につきましては、委員会設置要綱第7条において、運営委員会に部会を設置することができるとされており、評価部会とワーキング部会を設置したいと考えております。

それぞれの部会の役割といたしましては、

評価部会につきましては、各種施策の進捗状況の評価を行い、ワーキング部会につきましては、素案作成に必要な調査、研究を行うものであります。

なお、いずれの部会におきましても、事務的な作業は、事務局の介護保険課で行います。

計画の策定におきましては、部会の設置により、そこで具体的な協議をしていただき、その結果を運営委員会に案として提示し、意見を出し合いながら策定を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です

○梶井委員長

ただいまの説明について、ご質問ご意見等はありませんか。

○中井委員

部会を設置することについて意見はないが、過去に「評価部会」に所属していたことがあるので、「ワーキング部会」に所属することを希望する。

○梶井委員長

事務局の見解はありますか。

○事務局

部会の委員の決定については、1回目の会議ということもあり委員長が各委員の適正等を把握しきれていない部分もあることから、まずは事務局から部会案を委員長に提示し、その内容を確認した上で委員長が指名することになる。

○梶井委員長

それではまず、事務局から部会案をご提示いただくこととしたい。

ただし、そのことに先駆けて「部会の設置」については、事務局案のとおり「評価部会」と「ワーキング部会」の2つの部会を設置することでよろしいですか。

【異議なし】

○事務局

それでは、部会委員の事務局案についてご説明いたします。

まず、評価部会につきましては、様々な職種の方に参加していただき、協議いただくことが、より良い評価に繋がるものと考えます。

次に、ワーキング部会につきましては、今後も高齢者が増加傾向にある中、サービスを利用する側だけではなく、サービスを提供する側の意見も必要になってくることから、介護の実務に携わる方との協議がよろしいのではないかと考えます。

このような考えのもと、事務局案を作成いたしましたので、委員長にお渡しさせていただきます。

《事務局案提示》

○梶井委員長

それでは、各部会委員ですが、委員会設置要綱第7条に基づき、委員長が指名することとなっておりますが、初めてお会いする方もいらっしゃることから、事務局案が示されました。

このことを踏まえ、委員長である私から各部会委員を指名させていただきます。

評価部会につきましては、

医療関係から札幌薬剤師会江別支部の 石川委員
介護関係から手をつなぐ訪問看護ETIの 久山委員
民間社会福祉施設連絡協議会の 市川委員
相談機関から江別市社会福祉協議会の 中川委員
地域団体から江別市自治会連絡協議会の 谷保委員
市民代表の 中井委員
以上6名を指名したいと考えています。

また、ワーキング部会につきましては、

医療関係から札幌歯科医師会江別支部の 堀井委員
介護関係から江別市介護支援専門員連絡会の 成田委員
江別リハビリ専門職団体EPOSの 山谷委員
相談機関から地域包括支援センターの 支倉委員
地域団体から江別認知症の人の家族を支える会の 中田委員
市民代表の 表委員
以上6名を指名したいと考えています。

○事務局

1点補足させていただきたい。

中井委員が過去に参加された「評価部会」に比べて、現在では「評価」への比重がとても重くなっている。そのため、過去に経験された内容と同じ事をそのまま行っていただくわけではない。

○中井委員

委員長の指名であれば、それ以上意見することはない。全体で執り行う会議の中で様々な意見を述べていきたいと思う。

○梶井委員長

それでは、ただ今指名いたしました各委員の皆さま、どうぞよろしくお願いたします。

次に、②「実態調査について」事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、実態調査についてご説明いたします。

資料の5ページ・資料2をご覧ください。

次期高齢者総合計画を策定するために、各種調査を実施いたしますが、

まず、1の「高齢者総合計画の策定に関する実態調査」につきましては、第1期の介護保険事業計画より計画策定の基礎資料を得るために実施してきたもので、現状における高齢者の方々等の生活実態や健康状態、日常生活圏域の課題のほか、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制

づくり、介護予防の推進等のために必要な社会資源を把握することを目的としております。

調査区分は、前回と同じく8区分を予定しており、発送件数は、この8区分の合計で約5,600件を想定しております。

事前に送付しております調査票のうち、資料3から資料10の8種類が、この調査の調査票となります。

これらの調査票のうち、まず、資料3の「第1号被保険者」の調査票につきましては、第7期より国が実施を義務付けている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の設問を中心に、市独自の設問を組み合わせたものとなっております。

このニーズ調査は、要介護認定を受けていない一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること、また介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用することを目的としている調査であります。

ニーズ調査の設問につきましては、全国一律の統計調査を行うために、国が示した設問内容を変更することはできませんが、今回、国から新たな設問の追加等はなく、前回同様であったため、関係部署の意見を伺った上で、今回の調査においては、設問を変更せずに、前回同様の設問としております。

次に、資料4から資料10の調査票につきましては、江別市独自の区分であり、設問は江別市独自の設問を中心に、ニーズ調査の設問を組み合わせたものとなっておりますが、資料3と同様に、設問を変更せずに、前回同様の設問としております。

なお、調査票におきましては、設問の後ろに★（黒い星）マークが付いているものが、ニーズ調査の設問、☆（白い星）マークが付いているものが、現行の計画に反映されている設問となり、変更することができない設問となっております。

次に、6ページをご覧ください。

2の「在宅介護実態調査」につきましては、第7期より実施している調査で、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」という観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的としております。

調査対象は、在宅で要介護認定を受けている方のうち、要支援・要介護認定の更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った方であり、発送件数は、1,000件を想定しております。

事前に送付しております調査票のうち、資料11が、この調査の調査票となります。

調査の設問につきましては、1の調査と同様に、国から新たな設問の追加等はなく、前回同様であったため、前回同様の設問としております。

調査結果につきましては、国が分析ソフトを提供しておりますので、その集計結果を計画策定に活かしてまいりたいと考えております。

なお、前回の調査結果につきましては、資料の131ページ以降に掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、3の「地域の実態把握を行うための調査」につきましては、現行の第8期より実施している調査で、「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」の、合わせて3つの調査を実施いたします。

調査方法につきましては、1で実施する介護保険サービス事業所、高齢者向け住宅事業者に対する調査と合わせて、実施したいと考えております。

事前に送付しております調査票のうち、資料12から資料14の3種類が、この調査の調査票となります。

調査の設問につきましては、2の調査と同様に、国から新たな設問の追加等はなく、前回同様であったため、前回同様の設問としております。

また、2の調査と同様に、国が分析ソフトを提供しております。

なお、前回の調査結果につきましては、資料の248ページ以降に掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、各種調査についてご説明いたしましたが、

1の調査のうち介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の設問に該当するものと、2及び3の調査につきましては、設問が定められておりますので、変更することはできませんが、1の調査のうち、現行の計画に反映されている設問を除いた市独自の設問につきましては、委員の皆さまからのご意見を踏まえて、決定させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○梶井委員長

ただいまの説明について、ご質問ご意見はありませんか。

○成田委員

資料136ページの前回実施のアンケート結果で、「主な介護者が“孫”である」とする回答が一定数見受けられる。

昨今“ヤングケアラー”という言葉もよく耳にするようになってきていることから、このような部分に関するアンケート項目などもあって良いのではないかと思い提案させて欲しい。

○事務局

当該アンケート結果に対応する設問は国から指定された在宅介護実態調査のアンケート項目であることから直接アンケート項目を変更することが難しい。

ただし、その他の実態調査やアンケート項目の中でご意見いただいたことに関する項目を設定できないか、ということについては検討させていただきたい。

○成田委員

まだまだヤングケアラーに関しては、情報等が少ないことから、実態調査実施の機会にあわせて情報を得ることが出来るのであれば良いのではないかと思い提案した。具体的に調査票に項目を設定しないにしても、今後、部会での話し合いの中で話題にしていだけでも良いのではないかと思う。

○黒澤副委員長

学生の中にも、祖父母の介護をしている方もいて、そのことが学業に影響を与えている面もあるように聞いているので、そのような学生の実態を調査した上で、どのような形でサポートに繋げていけるかを審議できれば良いのではないか。

○事務局

現段階で対応について即答はできないが、事務局で検討し、対応案を委員長・副委員長にお諮りすることとしたい。

○山谷委員

7ページからの第1号被保険者の調査票と、23ページからの第2号被保険者の調査票について、肌感覚として、病気の若年齢化が進んでいたり、身体能力が中年の段階で落ちていたりするように思っている。そのため、第1号被保険者の調査票に設定されている「からだを動かすことについて」・「食べることについて」を第2号被保険者の調査票にも設定することで、早い段階から江別市の問題点等を浮き彫りにできるのではないかと思う。

○事務局

第1号被保険者の調査票の「からだを動かすことについて」・「食べることについて」それぞれの設問をすべて第2号被保険者の調査票に設定することは、これまでの調査自体の設問数が相当な数となっていて、これ以上の設問数の増加は回収率の低下に繋がりがねないことから難しい。そのため、いまのご意見を踏まえて事務局で、新たに設問項目を設定するのか、設定する場合にどの設問を設定するのかについて検討させていただきたい。

○山谷委員

保健センターなど他部署で同様の調査は実施していないのか。実施しているのであれば、あえて本調査で行う必要は無いと思う。

○事務局

対象の設問の中には、第2号被保険者に聞くことが適当でない設問も存在しているものの、一部の設問では第2号被保険者にとって「健康のバロメーター」になるような設問もあると認識している。

また、ご提言いただいた「保健センターなど他部署でのアンケート」については、確認・調整を行った後に、委員長・副委員長と協議の上、設問の適切な設定を検討していきたい。

○山谷委員

了解した。

○中井委員

各調査票に自由記載欄があることについて感心している。今回の調査についても同様に実施していただき、個別の意見についても大変かと思うが集計し公表に努めていただきたいと思います。

○事務局

できる限りそのように努めていきたい。

○梶井委員長

それでは、実態調査に用いる各種調査票につきましては、委員の皆さまからいただいたご意見等を踏まえ、正副委員長と事務局において最終調整を行い、内容を確定させていただきたいと思いますが、ご一任いただけますでしょうか。

【異議なしの声】

それでは、そのように確認させていただきます。

次に、(3) その他に入ります。①「今後のスケジュールについて」事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。

資料の130ページ・資料15をご覧ください。

このスケジュール表は、高齢者総合計画の策定となる令和6年3月までの委員会の開催予定を記載しております。

次期計画を策定するまでの委員会及び部会の開催回数につきましては、マル数字で記載しておりますが、本日を含め、委員会を7回、ワーキング部会を5回、評価部会を4回予定しております。

今後の予定ですが、一番左の運営委員会の欄をご覧ください。

11月の本委員会の後、今回協議いただいた高齢者総合計画の策定に関する実態調査につきましては、来年1月に調査票を発送し、2月から3月にかけて調査内容の集計・分析を行い、3月下旬に、実態調査の報告書案を報告する予定であります。

7月以降は計画策定に向けた協議が始まりますが、国の基本指針に基づき、実態調査結果や評価結果を踏まえ、次期計画の策定の協議をしていただくことを予定しております。

12月には、パブリックコメントを実施する予定であり、令和6年2月には、市民からいただいた意見についても協議をしていただく予定です。

2月には同時に、次期計画期間の介護保険料についても協議いただき、3月上旬には計画案を決定したいと考えております。

いずれの会議も1回あたり2時間程度を予定し、開催の2週間前までには、日時のご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○梶井委員長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

【意見等なし】

それでは、今後、このスケジュールに従って、計画の策定等を進めていくことといたします。次に、次第7の「その他」に入ります。委員から何かありますか。

【質疑なし】

事務局から連絡事項等がありますか。

○事務局

各部会委員となられました委員の皆様は、引き続き、部会長の選出等を行いたいと思いますので、お忙しいところ大変恐縮ではありますが、お残りいただきたいと思います。

○梶井委員長

つきましては、閉会后、私から見て左側に設置しております各部会の席へ、名札をお持ちになって移動いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

《評価部会》

【部会長に市川委員を選出】

※当日欠席であったことから、後日、市川委員に確認し快諾をいただいた。

《ワーキング部会》

【部会長に成田委員を選出】

《19時40分終了》